9/1(木)の発表



報道発表資料の配付日時 9月1日(木) 15時00分

発表項目	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分に ついて(共同生活援助)			
(行事名)	ハ・((共同主治援助)			
	次の指定障害福祉サービス事業者に対し、障害者総合支援法に基づく行政処分 (指定の一部効力停止処分(新規受入6か月停止、介護給付費等請求の上限を1 か月間7割)を行いました。 ○ 対象事業所等			
	開設者 事業所名 事業の種類 指定年月日 所在地			
law ar	株式会社 グループホーム 共同生活援助 令和2年(2020年) 帯広市			
概要	アスライト アミカル 6月25日			
	○処分年月日 令和4年(2022年)9月1日 ※ 処分の詳細は別紙のとおりです。			
参考				
報道(取材) に当 たって のお願 い	内容に関して御不明な点がありましたら、行政処分を行った十勝総合振興局保健 環境部社会福祉課にお問い合わせ願います。			
他 のクラブとの 関 係	同時配付 同時レク 記者レク 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において、同時 刻に資料を配付します。			
その他				
担 当 (連 絡 先)	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課(担当者:主幹 宮部 恭子) TEL 0155-27-8515(内線 3801) 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(担当者:課長補佐 松村 美幸) TEL 011-231-4111(内線 25-707) ダイヤルイン 011-204-5075			

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和4年(2022年)9月1日 北海道十勝総合振興局保健環境部社会福祉課 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

1 趣旨

株式会社アスライトが開設している指定障害福祉サービス事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第50条第1項に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者の概要

(1) 開設者

株式会社アスライト 代表取締役 阿部 寿俊 (帯広市西18条北1丁目11-8)

(2) 対象事業所

事業所名	事業の種類	指定年月日	所在地
グループホームアミカル	共同生活援助	令和2年(2020年)6月25日	帯広市西6条北1丁目13-1

○ サービス内容(参考)

・共同生活援助 ~ 障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において 行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の 援助を行う。

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の効力の一部停止 (新規受入停止6か月、介護給付費等の請求の上限を1か月間7割)

4 指定の効力の一部停止期間

令和4年(2022年)9月1日から令和5年(2023年)2月28日まで

事業の種類	根 拠 法 令
共同生活援助	障害者総合支援法第50条第1項第5号

5 処分の原因となる事実

監査の結果、令和3年(2021年)1月から3月まで、共同生活援助サービス費の算定に必要な世話人の配置がされていないことを把握しながら、実際に勤務していなかった職員を配置するとした勤務表を虚偽作成し、介護給付費等約686千円を不正に請求していたことが確認された。

6 不正請求の額等

不正請求の額	約 686 千円			
不正請求額等の徴収	関係市区町村が事業者から給付費の返還金を徴収し、2分の1を国に、4分の1			
	を道にそれぞれ返還する。 (障害者総合支援法第8条第1項)			
関係市区町村	带広市、音更町、大樹町、札幌市東区、札幌市白石区、恵庭市、釧路市、			
	横浜市南区			

7 利用者について

現在の入居中の利用者については、引き続き、入居可能。